

平成28年8月16日  
四国電力株式会社

## 伊方発電所における使用済燃料の処分方法に係る 原子炉設置変更許可申請について

当社は、本日、伊方発電所1号機、2号機および3号機の「使用済燃料の処分の方法」の一部変更について、原子炉設置変更許可申請書を原子力規制委員会へ提出いたしました。

これは、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」が公布され、今後、使用済燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施するための認可法人（使用済燃料再処理機構）が設立されることから、原子炉設置変更許可申請書の「使用済燃料の処分の方法」に係る記載内容を変更するものです。

なお、本変更に伴う設備の設計変更や改造工事等はありません。

（別紙）伊方発電所の原子炉設置変更許可申請の概要

以上

## 伊方発電所の原子炉設置変更許可申請の概要

### 主な変更内容

- ✓ 「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（以下『再処理等拠出金法』）」の公布により、使用済燃料の再処理に係る事業者が、これまでの原子力事業者および再処理事業者の2者から、原子力事業者、認可法人（使用済燃料再処理機構）および再処理事業者の3者に変更になることを踏まえ、記載を変更した。
- ✓ これまでは原子力事業者が再処理の委託先を確保できていることについて政府の確認を受けることとしていたが、「再処理等拠出金法」の公布により、今後は、使用済燃料再処理機構が再処理等を行うこととなる。従って、再処理の委託先についての政府の確認に係る記載を削除した。

### < 参考 >

- ✓ 「再処理等拠出金法」の概要
  - ・ 認可法人制度の創設  
認可法人を設立し、使用済燃料の再処理等を着実かつ効率的に実施するための体制を整備
  - ・ 拠出金制度の創設  
再処理等に必要な資金を新設する認可法人（使用済燃料再処理機構）に拠出することを、原子力事業者に対して義務付けることで、事業に必要な資金を安定的に確保
- ✓ 再処理に係る制度の比較

